

意見書案第10号

「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」の取下げを求める意見書

自民党と日本維新の会は「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」を国会に提出した。対象となる国旗は「国旗及び国歌に関する法律（以下「国旗・国歌法」という。）に定める国旗として用いられていると社会通念上認められている有体物」と定義されている。国旗・国歌法では寸法の割合などが定められているが、規定が異なっても国旗と見なされれば処罰される。処罰される行為は「人に著しく不快または嫌悪の情を催されるような方法で、公然と国旗を損壊、除去、汚損する」場合などとした。

しかし、自民党内からは「内心や表現の自由を萎縮させる恐れがある」、「条文案にある『不快』や『嫌悪』という用語は適切ではない。それはすぐれて主観的な概念だからだ。『国旗に対する感じ方』を国が定義したり、強要したりすべきではない。あくまでも客観的な構成要件でなければならない」、「国民が自然に尊重の対象としてきた国旗が、『尊重しなければ処罰される国家権力の象徴』に変わる。国旗に対する尊重意識が高まるのではなく、むしろ毀損される恐れがあるのではないか」等の声が上がっている。また、野党議員からは「極めて広範に表現の自由を規制しているし、罰則が適用されるかどうか『総合勘案』で罪刑法定主義に反する。立法論として粗すぎる」と指摘されている。

平成11年、国旗・国歌法を制定した際に、時の小渕総理は「これは国民に国旗尊重義務を課すものではなく、将来においても違反を罰する立法を行う考えはない」と衆参両院の本会議で明確に答弁している。また、そもそも国旗を損壊する事案が頻発し、社会問題となっているような実態がなく、立法事実に乏しく、この法律を制定する必要性、必然性はない。

よって、「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」を取り下げを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月23日

釧路市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		